

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和2年7月 29 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件**

**厚生年金保険関係 4件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000002 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000025 号

## 第1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、請求期間当時、A 社に勤務しており、請求期間に同社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A 社から提出された請求者の「賞与支給明細表 2002 年度下期分」(写)、請求者から提出された預金通帳(写)の入金記録及び同社が加入している B 健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報により、請求者は、請求期間に同社から 500 万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第 24 条の 3 第 1 項で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(10 万 1,850 円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000012 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000028 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

昭和58年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が昭和58年3月31日となっているが、私は、同社に同年3月31日まで勤務していたので、資格喪失日は同年4月1日になるはずである。

昭和58年3月分の給与明細書において、同月分の厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、同年4月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社員台帳（写）、同社の事業主回答及び総務担当者の陳述並びに請求者から提出された給与明細書（写）及び嘱託雇用契約書（写）から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書（写）により確認でき

る当該期間に係る厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和58年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、昭和58年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である昭和58年3月31日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として同資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000015 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000026 号

## 第1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、請求期間当時、A 社に勤務しており、請求期間に同社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A 社から提出された請求者の「賞与支給明細表 2002 年度下期分」(写)、同社の回答及び同社が加入している B 健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報により、請求者は、請求期間に同社から 520 万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第 24 条の 3 第 1 項で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(10 万 1,850 円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第 2000016 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第 2000027 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月4日

私は、請求期間当時、A社に勤務しており、請求期間に同社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「賞与支給明細表 2002年度下期分」(写)、同社の回答及び同社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報により、請求者は、請求期間に同社から660万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の3第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(10万1,850円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900110 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000029 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 12 年 生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 21 日から同年 10 月まで  
② 昭和 29 年 10 月から同年 12 月 26 日まで  
③ 昭和 32 年 5 月 1 日から昭和 38 年 5 月 21 日まで

請求期間①について、私は、昭和 29 年 8 月 21 日に A 社に入社したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、私は、昭和 29 年 10 月から B 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年 12 月 26 日になっている。

請求期間③について、私は、昭和 38 年 5 月 20 日まで B 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 32 年 5 月 1 日になっている。

調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A 社から提出された人事記録（写）及び社内報（1963 年 6 月号）（写）（以下「社内報（写）」という。）により、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の請求期間①当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳を保管しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かは「不明」と回答している。

また、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる27名に同僚照会を実施し、17名から回答を得たが、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求期間①において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

## 2 請求期間②について、A社から提出された社内報（写）により、請求者が当該期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に係る被保険者名簿及び適用事業所名簿検索システムによると、同社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっているため、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

また、B社の厚生年金保険の被保険者は、連絡先が不明又は既に亡くなっているため照会することができず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

さらに、A社の担当者は、B社に関することは何も分からないと陳述している。

加えて、B社に係る被保険者名簿及び請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和29年12月26日と記載され、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されるなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

## 3 請求期間③について、A社から提出された社内報（写）により、請求者が当該期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に係る被保険者名簿及び適用事業所名簿検索システムによると、同社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間③において、適用事業所ではなかったことが確認できる上、請求期間③当時の事業主は既に亡くなっているため、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

また、B社の厚生年金保険の被保険者は、連絡先が不明又は既に亡くなっているため照会することができず、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

さらに、A社の担当者は、B社に関することは何も分からないと陳述している。

加えて、B社に係る被保険者名簿及び請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和32年5月1日と記載され、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されるなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

4 このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。